I P通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2021年4月1日現在

~2021年3月31日

2021年4月1日~

目次 (略)

第1章 総則

第1条~第3条 (略)

(用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用 語 の 意 味	
(略)	(略)	
27 データ利用回線	電話等契約 (別記17の(4)の工の(ア)に掲げ	る加入電話
	等契約、同(イ)に掲げるPHS等契約又は同](ウ)に掲げ
	る携帯電話等契約をいいます。以下同じとし)ます。) に
	基づいて設置される当社又は特定協定事業	者の電気通
	信設備	
(略)	(略)	

第2章~第8章 (略)

第9章 通信

(通信利用の制限等)

第26条~第26条の2 (略)

(回線による制約)

目次 (略)

第1章 総則

第1条~第3条 (略)

(用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語		用	語	の	意	味
(略)	(略)					
27 <u>削除</u>	削除					
(略)	(略)					

第2章~第8章 (略)

第9章 通信

(通信利用の制限等)

第26条~第26条の2 (略)

(回線による制約)

第27条 I P通信網契約者は、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、接続契約者回線等、ダイヤルアップ回線、利用回線、D S L 回線、光アクセス回線、データ利用回線又はその他別冊に定める回線を使用することができない場合(当社が別に定める理由により、使用することができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)においては、I P通信網サービスを利用することができない場合があります。また、その場合において I P通信網契約者がボイスモードを利用している場合、そのボイスモードの通話が切断される事があります。

(注) (略)

第10章~第14章 (略)

別記

- 1 (略)
- 2 特定協定事業者等
- (1) 他社接続契約者回線、利用回線、DSL回線、光アクセス回線、データ利用回線及びダイヤルアウトに係るもの

東日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式会社

(2)~(4) (略)

- (5) ダイヤルアウト、データ利用回線及び特定ダイヤルアップ回線に係るもの
- ア (略)
- イ ダイヤルアウト及びデータ利用回線に係るもの

ソフトバンク株式会社

(6) ダイヤルアウト、データ利用回線及び特定ダイヤルアップ回線に係るもの

第27条 I P通信網契約者は、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、接続契約者回線等、ダイヤルアップ回線、利用回線、D S L 回線、光アクセス回線又はその他別冊に定める回線を使用することができない場合(当社が別に定める理由により、使用することができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)においては、I P通信網サービスを利用することができない場合があります。また、その場合において I P 通信網契約者がボイスモードを利用している場合、そのボイスモードの通話が切断される事があります。

(注) (略)

第10章~第14章 (略)

別記

- 1 (略)
- 2 特定協定事業者等
- (1) 他社接続契約者回線、利用回線、DSL回線、光アクセス回線及びダイヤルアウトに係る もの

東日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式会社

(2)~(4) (略)

- (5) ダイヤルアウト及び特定ダイヤルアップ回線に係るもの
- ア (略)
- イ ダイヤルアウトに係るもの

ソフトバンク株式会社

(6) ダイヤルアウト及び特定ダイヤルアップ回線に係るもの

株式会社NTTドコモ

(7) 他社接続契約者回線、ダイヤルアウト及びデータ利用回線に係るもの

KDDI株式会社

 $3 \sim 16$

17 Ⅰ P通信網サービスの提供に係る当社若しくは特定協定事業者の電気通信サービスの契 │ 17 Ⅰ P通信網サービスの提供に係る当社若しくは特定協定事業者の電気通信サービスの契 約等

(1)~(3) (略)

(4) その他

ア~ウ (略)

エ データ利用回線(別冊に定めるものをいいます。)に係るもの(電話等契約)

(ア) 加入電話等契約

事業者の名称	契約の種別	接続約款の名称
東日本電信電話株式会社	加入電話契約又は臨時加	電話サービス契約約款
	入電話契約	
	第1種契約、臨時第1種	総合ディジタル通信サービ
	契約、第2種契約又は臨	ス契約約款
	時第2種契約	
西日本電信電話株式会社	加入電話契約又は臨時加	電話サービス契約約款
	入電話契約	
	第1種契約、臨時第1種	総合ディジタル通信サービ
	契約、第2種契約又は臨	ス契約約款
	時第2種契約	

株式会社NTTドコモ

(7) 他社接続契約者回線及びダイヤルアウトに係るもの

KDDI株式会社

 $3 \sim 16$

約等

(1)~(3) (略)

(4) その他

ア~ウ (略)

工 削除

ソフトバンク株式会社	加入電話契約又はディジ	電話サービス等契約約款
	タル加入通信契約	
KDDI株式会社	FTTH電話契約	FTTHサービス契約約款
	一般メタルプラス電話契	メタルプラス電話サービス
	<u>約</u>	契約約款
	一般ケーブルプラス電話	ケーブルプラス電話サービ
	契約	ス契約約款
	光ダイレクト電話契約	光ダイレクトサービス契約
		約款

(イ) PHS等契約

A 削除

B 当社に係るもの以外のもの

事業者の名称	契約の種別	接続約款の名称
ソフトバンク株式会社	ウィルコム通信契約	ウィルコム通信サービス契 約約款

(ウ) 携帯電話等契約

A 当社に係るもの

契約の種別等	契約約款の名称
モバイルアクセス契約(カテゴリーCに	モバイルアクセスサービス契約約款
係るものに限ります。)_	

B A以外のもの

事業者の名称	契約の種別	接続約款の名称
--------	-------	---------

株式会社NTTドコモ	FOMA契約	FOMAサービス契約約款
K D D I 株式会社	a u 契約	a u 通信サービス契約約款
ソフトバンク株式会社	3 Gサービス契約	3 G通信サービス契約約款
株式会社インターネット	3 G契約	3 Gデータ通信サービス契
イニシアティブ		約約款

オ〜ケ (略)

18 (略)

オ〜ケ (略)

18 (略)

附 則(令和3年3月29日PS事推第00769218号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。